

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、県営農村地域防災減災事業（ため池整備事業）綾川地区（滝宮・萱原・北・小野工区）（旧県営地域ため池総合整備事業綾川地区（滝宮・萱原・北工区））計画を令和元年9月11日変更した。

その関係書類を綾川町経済課において令和元年9月26日から同年10月16日まで縦覧に供する。

令和元年9月20日

香川県知事 浜 田 恵 造